

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から米沢市に移住し、企業等に就職又は起業した方に対して、最大100万円を支援します。さらに、18歳未満の御家族も一緒に移住する場合、100万円/人を加算します。(加算人数の対象となるのは18歳未満の御家族のみです。)

目的

米沢市内への移住・定住を促進し、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から米沢市に移住した者がマッチング支援対象の求人就業した場合又は山形県の地域課題解決型創業助成金(=起業支援金)の交付決定を受けた方等を対象に支援することで移住に要する経費を軽減します。

対象となる方

(1) 米沢市に移住する前の要件

米沢市に住民登録をした方で、次の①と②のどちらにも該当する方

- ① 米沢市に住民登録をする直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏※に在住し、東京23区へ通勤していた方。(雇用者、経営者いずれも可。)
- ② 米沢市に住民登録をする直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏※に在住し、東京23区に通勤していた方。(雇用者、経営者いずれも可。)

※ なお、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。(経営者の方は通学期間を対象にすることはできません。)

(2) 米沢市に移住した後の要件

次の①と②のどちらにも該当することが必要です。

- ① 米沢市に住民登録をしてから3か月以上1年以内の方。
- ② 米沢市に、移住支援事業費補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある方。

「米沢市に移住する前の要件」、「米沢市に移住した後の要件」の両方を満たす方で、次の「就業に関する要件」か「起業に関する要件」のどちらかに該当することが必要です。

(3) 就業に関する要件

次の①～④のいずれかに該当する方。(①、②については申請後5年以上勤務する意思がある方)

- ① 「JOB 山形移住支援金(運営:山形県)」に掲載されている求人に対し新規で就業した方。
※ 対象求人への応募日が、上記サイトに公表された日以降であることが必要です。
- ② 山形県企業振興公社が行っているプロフェッショナル人材事業を利用して就業した方。
- ③ 内閣府地方創生推進室が行っている先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
(東京23区及び東京圏への就業は除きます。)
- ④ テレワークによって移住前に行っていた業務を引き続き行う方。
(地方創生テレワーク交付金を活用し、所属先企業から資金提供を受けている方は除きます。)

(4) 起業に関する要件

山形県が実施する、地域課題解決型創業助成金(=起業支援金)の交付決定を受けていること。

補助金の額

- (1) 単身世帯:60万円
- (2) 2人以上の世帯:100万円+18歳未満の御家族の人数×100万円
 ※ 米沢市に住民登録をする前から申請時点に至るまで、申請者を含む2人以上の世帯員が、移住前から同一世帯である必要があります。

申請方法

申請には、次の書類の提出が必要です。

- (1) 交付申請書〔様式第1号〕
- (2) 添付書類
 - 申請者全員が提出する書類
 - ① 申請者の写真付きの身分証明書
 - ② 住民票謄本の写し
 - ③ 米沢市に住民登録をする前の住民票の除票の写し
 ※ 米沢市に住民登録をする直前の10年間のうち通算5年以上かつ米沢市に住民登録をする日の前日まで引き続き1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住していたことがわかるものが必要です。
 - ④ 預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - ⑤ 納税証明書(転入前の居住地のもの)
 - 東京圏から東京23区に雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ提出が必要な書類
 - ・ 東京23区で通勤していた企業等の就業証明書等
 - 東京23区内の大学等への通学を通算する場合に提出が必要な書類（※雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ。）
 - ・ 東京23区の大学等の卒業証明書等(就学期間が分かるもの。)
 - 東京圏から東京23区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた方のみ提出が必要な書類
 - ・ 開業届出済証明書等
 - ・ 個人事業等の納税証明書
 - 「JOB 山形移住支援金(運営:山形県)」に掲載されている求人¹に就業した方、プロフェッショナル人材事業及び先導的人材マッチング事業を利用して就業した方のみ提出が必要な書類
 - ・ 申請者の就業証明書〔様式第2-1号〕
 - テレワークによって生活の拠点を米沢市に移した方のみ提出が必要な書類
 - ・ 申請者の就業証明書〔様式第2-2号〕
 - 山形県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方のみ提出が必要な書類
 - ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し

【東京圏とは】

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち一部の地域を除いた地域となりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請受付・お問い合わせ先

米沢市役所 企画調整部 地域振興課
 〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
 電話 0238-22-5111
 Email chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp